

平成27年12月14日

議員各位

総務文教常任委員会

委員長 喜々津 英 世

委員長報告書

総務文教常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定により報告いたします。

1.審査期間：平成27年12月7日～9日

2.付託された議案等

議案番号	件 名	結 果
63	長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	賛成多数 可 決
64	長与町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	全会一致 可 決
65	長与町教育振興基金条例	賛成多数 可 決
66	長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例	賛成多数 可 決
67	長与町部設置条例等の一部を改正する条例	全会一致 可 決
68	長与町税条例等の一部を改正する条例	全会一致 可 決
71	平成27年度長与町一般会計補正予算（第3号）	賛成多数 可 決

議案第63号「長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」

審査日 平成27年12月7日

出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則 山口憲一郎
堤 理志

説明員 荒木総務部長 谷本総務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

平成28年1月から住民票を有する全ての方に、「個人番号」いわゆるマイナンバーが付番されることになる。番号法の趣旨に沿った形で、福祉、保健、医療その他の社会保障、地方税、防災、そして、これらに類する事務について、必要な限度で利活用を図るため条例を制定する。

第1条では、法の規定に基づく「マイナンバーの利用」及び「特定個人情報の提供」の趣旨を規定。

第2条では、用語の意義は「法において使用する用語の例による」ことを規定。

第3条では、適正な取り扱いのための必要な措置を講ずるなど、町の責務を規定。

第4条では、「個人番号を利用する事務」、「特定個人情報を同一機関内で複数事務の利用」及び「特定個人情報を特定機関内で複数事務に利用できる」ことを定め、第4項では「書面の提出」に関することを規定。

第5条では、特定個人情報を提供できる事務を規定。

第6条では、条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定。

附則では、平成28年1月1日から施行し、別表第1町長の事務(1)及び別表第2の規定は同年4月1日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑： 早い自治体は9月議会に提案している。来年1月1日施行なので間がない。遅くなった理由は何か。

答弁： 28年1月1日施行であるが、現在、番号の付番が行われており、1月スタートということで今議会に上程した。本町が行う事務は29年1月頃からとなる。

質疑： 早いところは6月から9月に条例を制定し、12月議会では条例の一部改正を提出したと聞いている。果たしてこれで良いのか。

答弁： 国からの情報等もあってからの制定になる。県も11月議会に上程している。12月議会で上程される市町村が一番多い。

質疑： 条例及び別表で「規則で定める」と規定していることから、委員会として、規則について資料請求していたが、なぜ提供しないのか。

答弁： 規則の素案はあるが、まだ整理中であり決裁もされていない。したがって、現段階では示すことができない。

質疑： 別表では、町長と教育委員会だけが記載されているが、これ以外にも対象となる機関及

び事務があると思うがどうするのか。

答弁： マイナンバーの利用に関しては、各所管から利用する事務の申し出が増えることが予想される。その場合は条例の改正が必要となる。現在、対象事務として約60の事務を想定している。番号法施行に間に合うよう作業の進捗管理をしている。

質疑： マイナンバーの申請をしなかった人が手続きに来た場合、事務手続きはできるのか。

答弁： 個人番号を見せたくない、あるいは使いたくない人は、従来通り証明書を添付すれば事務手続きは可能である。

質疑： 番号法は国民的議論になったものだが、条例化前にパブリックコメントを実施すべきではなかったか。

答弁： 条例制定にあたってパブリックコメントを実施したことはない。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決した。

議案第64号「長与町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」

審査日 平成27年12月7日

出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則 山口憲一郎
堤 理志

説明員 荒木総務部長 迎管財課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

平成16年の地方自治法及び同法施行令の改正で、長期継続契約を締結できる契約の対象が拡大した。法改正時には件数も少なく条例制定の必要性がなかったが、本町でも施設数、物品の借入件数の増加、債務負担行為の増加に伴い、更なる事務の合理化・効率化を図るため条例を制定する。

第1条では、条例の趣旨を規定。

第2条では、長期継続契約を締結することができる種類を規定。

第3条では、長期継続契約を締結することができる契約期間を規定。

第4条では、具体的には規則で定めることを規定。

附則では、平成28年1月1日から施行し、同年4月1日以降の契約から適用する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑： 複数年契約によって、どの程度のコスト削減効果が見込めるのか。また、既に実施している自治体の調査などは実施したのか。

答弁： 県内では、21自治体のうち17自治体が実施している。長期継続契約をするとコストが安くなることは予想されるが、他自治体の状況は施設等の規模を含め、金額なども違う

ことから調査はしていない。

質疑： 現在も債務負担行為による長期契約はあるとのことだが、今回の条例制定でその必要がなくなり、事務の効率化にもなるとのことか。

答弁： 債務負担行為をしなくても契約が可能であり、事務の効率化にもなる。

質疑： 事務の効率化は見込めるが、経費の節減効果は疑問だ。逆に債務負担行為をしないことで、今後の支出が見えにくくなるのではないか。

答弁： 債務負担行為は、将来にわたる予算化が義務付けられ、それが担保される。この条例による契約は、将来にわたる予算は担保されないが、毎年度予算審議の中で議会の議決手続きが必要である。

質疑： 毎年の予算審議の中で、長期継続契約分かどうかは質疑しなければ分からない。予算書上、判別できるような工夫をすべきではないか。

答弁： 一般会計予算に係る主要な施策の説明書の中に、長期継続契約に係る調書を作成し対応したい。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、**全会一致で可決すべきものと決した。**

議案第65号「長与町教育振興基金条例」

審査日 平成27年12月7日

出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則 山口憲一郎
堤 理志

説明員 荒木総務部長 帯田教育次長 青田教育総務課長 田中財務課長その他関係職員

【提案理由・主な内容】

長与町の教育振興事業の円滑化を図るため、教育委員会が所管する長与町図書基金、義務教育施設整備基金、長与町体育振興基金、長与町文化振興基金を統合し、長与町教育振興基金条例を制定する。

第1条では、基金設置の目的を規定。

第2条では、基金の積み立てを規定。

第3条では、基金の管理を規定。

第4条では、運用益金の処理を規定。

第5条では、基金の処分を規定。

第6条では、委任を規定。

附則では、第1条で平成28年1月4日から施行する。

第2条で、統合する4つの基金条例の廃止を定めている。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑： 4基金を一つの基金にまとめるメリットは何か。また、新図書館建設に向けて教育振興基金を設置する感じがするかどうか。

答弁： 基金をまとめることで、大幅に利用できることになる。図書館に関しても使える形で計画をしている。

質疑： 提案理由に「教育委員会が管理する基金を一部統合し」とあるが、教育委員会には基金の管理権はない。課長が説明したように「教育委員会が所管する」という表現が適切ではないか。

答弁： 基金の管理は会計課が行っており、分かりにくい表現になっているが、ここでは「教育委員会が事務管理する」という意味合いで提案したものである。

質疑： 統合する4基金の残高は約6億3,000万円程度だが、土地開発基金に4億円積み立てることから残高が減少するが、今後どのくらいまで積み立てていくのか。

答弁： 基金が減った分に関しては、毎年の決算の剰余金の中から優先的に教育振興基金に積み立てるよう財政サイドと協議したい。また、将来的には、土地開発基金に積み立てた4億円については、補助金等で買い戻した場合、戻し入れをしてもらうよう協議をしたい。

質疑： 教育振興基金は約2億3,700万円しかない。耐震化以外にも学校施設の改修工事は多い。計画の見直しが必要になるのではないか。

答弁： 長与中、長与第二中の施設改修工事、文化ホール、上長与体育館、町民体育館などの整備があるが、補助金を活用しながら計画的に整備をしていきたい。

質疑： 「土地を取得したが、図書館建設の目処は立たない」ということでは、行政も議会も説明責任が果たせない。建設の目処が立つまで条例を後回しにすべきではないか。

答弁： 榎の鼻土地区画整理組合は事業が完了して解散をすることになる。購入しないと建設予定地を失うことになる。

質疑： 建設予定地を失うというが、誰が区画整理地内に図書館を建てると決めたのか。取得は議会の議決事項ではないか。

答弁： 榎の鼻土地区画整理地内に建設したいとの町長答弁もあっており答弁をしたが、この議案は土地購入に関するものではないので、発言は早まったと思う。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決した。

議案第66号「長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例」

審査日 平成27年12月7日

出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則 山口憲一郎
堤 理志

説明員 荒木総務部長 田中財務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

この条例は、長与町図書館建設用地の先行取得を行うため基金を増額するもので、第2条第1

項で規定している基金の額4億7,600万円に4億円を加え、8億7,600万円とする改正である。

附則は、平成28年1月4日から施行する。2項には経過措置を規定している。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑： 提案理由に、長与町図書館建設用地の先行取得を行うためとあるが、取得しようとする土地はどこか。いつ取得するのか。

答弁： 図書館用地の取得予定場所は、榎の鼻区画整理地内の公益用地である。平成28年3月末頃の予定である。

質疑： 基金は4億円増額するが、いくらで先行取得するのか。

答弁： 5億4,700万円で購入を予定している。現在、基金の現金が1億5,000万円近くあり、今回4億円を積み立てることにより、現金は約5億5,000万円となり、その中から購入することになる。

質疑： 基金で土地を購入する場合、所管課から土地取得申出書が提出されると思うが、どこが提出するのか。

答弁： 現在、図書館建設の所管課は政策推進課になっており、総務部長名で提出されることになる。

質疑： 提案理由は、「公共用地取得のため」とすべきではないか。

答弁： 我々の見解としては、図書館建設用地取得を表面に出したほうが良いと判断した。

質疑： 基金の額は、第2条第2項及び第3項の規定があることから、今回の条例改正は提案する必要がなかったのではないか。

答弁： 条例で定める基金の額300万円と、基金が持っている額に大きな隔たりがあり、25年3月議会で現在の4億7,000万円に改正した経緯もある。今回は基金が4億円も増えることから条例改正に至った。

質疑： 土地開発基金で用地を取得したとして、補助事業の目処が立てば一般会計で買い戻す必要がある。まもなく提出されるであろう土地取得申出書には、使用開始予定日など必要事項を記入して、基金管理者（財政担当部長）に提出しなければならない。買い戻しはいつ頃か。

答弁： 町が抱える懸案事業などは補助があるのが前提で、これに一定の目処が立ち、財政面でクリアしないとできない。何年後に買い戻せるかは明言できない。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、**賛成多数で可決**すべきものと決した。

議案第67号「長与町部設置条例等の一部を改正する条例」

審査日 平成27年12月8日

出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則 山口憲一郎
堤 理志

説明員 荒木総務部長 谷本総務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

町長の直近下位の内部組織について、住民にとって明確で利便性の高い組織とするため、第1条では「長与町部設置条例の一部を改正」、第2条「長与町介護保険運営協議会条例」及び第3条「長与町指定管理者候補者選定委員会条例」は、部設置条例の改正に伴い、条例事項ではない条文を整理することを目的としている。

部設置条例第1条では、現行の4部制から、総務部、企画財政部、住民福祉部、健康保険部及び建設産業部の5部制にするもの。

第2条では、各部の業務分掌は、総務部は行政管理・地域住民の安全安心部門。企画財政部は政策企画・財政・税務の部門。住民福祉部は住民環境・社会福祉・子育て支援の部門。健康保険部は保険・年金・健康づくりの部門。建設産業部は建設・農林水産業・商工業の部門などを定めた。

附則は、平成28年4月1日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑： 住民のニーズや行政課題に迅速かつ柔軟に対応し、住民にとって明確で利便性の高い組織とあるが、メリットを含め具体的に示してほしい。

答弁： 管理課を土木管理課、管財課を契約管財課など課名も住民に分かりやすい名称にした。行政側も、統廃合で情報共有、フットワーク・機動力も発揮でき、メリットも多い。

質疑： 4部から5部制になったが、各部の職員数はどうなるのか。

答弁： 現段階では、総務部28人、企画財政部30人、住民福祉部46人、健康保険部31人、建設産業部28人、会計課が4人を想定している。

質疑： 企画財政部30人は妥当な職員数とは思いますが、重要施策を行う企画と財務が支障はないのか。

答弁： 企画及び財政部門の連携により、情報の共有、重要施策の推進を図る上では、同じ部に配置した方が良いと思う。

質疑： 各部にある課及び係の職員数はどうなるのか。

答弁： 現在、各課・係の事務分掌を詰めており、課・係の陣容は未定である。

質疑： 農林水産課が産業振興課になるが、商工・観光を統合した理由は何か。

答弁： 以前は経済課の名称で統合していた。農林水産業・商工業は産業として一連のものであると考えている。課内の連携で事業推進もできる。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第68号「長与町税条例等の一部を改正する条例」

審査日 平成27年12月8日

出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則 山口憲一郎
堤 理志

説明員 荒木総務部長 田平総務部理事 帯田収納推進課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

平成27年度税制改正により、条例委任事項が設けられ、納税者の負担軽減を図りながら、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、新たに納税者からの申請に基づく猶予制度が創設され、従前の猶予制度及び猶予に係る担保の徴収基準などの改正、番号法に伴う所要の措置の改正があったことにより、一部改正を行うもの。

第1条の長与町税条例の一部改正では

第8条では、徴収猶予に係る徴収金の分割納付等の方法を規定。

第9条では、徴収猶予の申請手続等を規定。

第10条では、職権による換価の猶予の手続等を規定。

第11条では、申請による換価の猶予の申請手続等を規定。

第12条では、担保を徴する必要がある場合を規定。

第13条から第17条まで 削除

第18条及び第23条では文言の一部改正を規定。

第2条の長与町税条例等の一部を改正する条例の一部改正は

5月臨時議会で議決した条例の、番号法改正に伴う追加改正を規定。

附則では、第1条の施行日を平成28年4月1日からとし、第2条の施行日を平成28年1月1日とする。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑： 改正は、悪質な滞納者は除き、普段は納税する意思はあるが、災害、病気、その他納税が困難な事由がある場合、納税を猶予する制度と理解して良いか。

答弁： 納税することが困難になり、条例に定める条項に当てはまるときは、滞納者の申請で猶予することができる制度で、納税者の負担軽減にもなる。

質疑： 条例では、50万円以上は担保か保証人を徴求するとあるが、保証人のなり手はいないのが実情。保証協会などの保証はできないのか。

答弁： 今回の改正で、町長の権限が大きくなっているが、50万円以上の滞納者は、基本的に担保か保証人が必要であることは変わらないが、滞納者と相談することになる。

質疑： 現在の条例は、第8条から第17条は削除となっている。今回、削除されている第8条から第12条が復活し、第13条から第17条は従前通り削除とされている。馴染みのな

い改正案だが問題はないのか。

答弁： 国から条例改正の案が示されている。その内容を参考に改正案を作成し提案した。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、**全会一致で可決すべきもの**と決した。

議案第71号「平成27年度長与町一般会計補正予算（第3号）」

審査日 平成27年12月8日～9日

出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則 山口憲一郎
堤 理志

説明員 荒木総務部長 田平総務部理事 松尾企画振興部長 大津企画振興部理事
松浦生活福祉部長 森建設部長 帯田教育次長 近藤教育委員会理事
和泉会計管理者 関係各課長ほか関係職員

【提案理由・主な内容】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9億8,015万5千円を追加し、補正後の予算総額を
128億4,969万5千円とするもの。

歳出 各課共通の職員人件費は、退職、新規採用及び配置転換などによる補正分を計上し
ている。

職員人件費以外の歳出の主なものは

2款総務費では、課税事務の効率化の新システム導入委託料122万1千円など計上。

3款民生費では、国民健康保険特別会計繰入金3,396万円。保育所運営補費補助金2億4,
517万3千円。その他自立支援給付金、障害児通所給付費の実績見込み額などを計上。

4款衛生費では、予防接種委託料、養育医療費、ゴミ収集及びし尿収集委託料を計上。

6款農林水産業費では、直売所まんてん横の駐車場整備680万円などを計上

8款土木費では、道路台帳作成整備委託料584万2千円、町道管理委託料800万円、
高田南区画整理地内の用地購入費2,405万2千円などを計上。

9款消防費では、防火水槽の補修及び清掃費110万3千円などを計上。

10款教育費では、教育関係基金再編に伴う基金積立金2億3,691万4千円を計上。

13款諸支出金では、土地開発基金積立金4億円を計上。

歳入 歳入の主な財源は

国庫支出金 1億6,343万5千円

県支出金 8,244万9千円

繰入金 6億4,033万5千円

繰越金 9,359万9千円

以上の説明があった。

【主な質疑】

- 総務課 質疑： 6分団の車止めの追加工事は、当初予算に上げられなかったのか。
 答弁： この工事は、当初予定していなかった。格納庫利用者が駐車場として利用するとのことで追加した。格納庫工事費は起債を充当できるが、この件は単独費用となる。
- 管財課 質疑： 機構改革に伴い、住民に分かりやすい庁舎内案内をすべきではないか。
 答弁： 機構改革に伴う組織図・課名等のプレート作成にあたっては、住民にわかりやすいものを作成したいと考えている。
- 税務課 質疑： イメージ管理システム用ディスプレイ5台が計上されているが、説明を聞くと5台では課税の効率化に疑問がある。増やすべきではないか。
 答弁： 安価な機器があるか調査したい。数多く導入すれば効率も良くなり、時間外勤務を減らすこともできる。
- 福祉課 質疑： 定員割れの保育園もある中で、待機児童が10人いると言われたが、理由は何か。
 答弁： クラスによって保育士の数が変わる。1歳児の入園希望が多いが、1歳児は6人に1人の保育士が必要で、保育士が全国的にも不足している。このようなことも要因である。
- 健康
 保健課 質疑： 予防接種委託料約1,274万円が計上されているが、インフルエンザ流行を見越しての計上か。
 答弁： インフルエンザの流行の情報は今のところはない。4種類の薬の入ったワクチン接種が増えており、額が増えている。
- 介護
 保健課 質疑： 長与町社会福祉協議会でカフェをやる計画があると聞いたが、本当か。
 答弁： カフェを誰がするか。どういう形であるかという協議はあっている。気軽に寄って交流の場としての活用を計画されているようだ。
- 農林
 水産課 質疑： 直売所まんてん周辺の整備工事の概要はどうなっているか。
 答弁： 約2,300㎡の敷地のうち、700㎡の整備・舗装工事を予定している。
- 管理課 質疑： 町道管理委託料800万円はどこを予定しているか。
 答弁： 街路樹調査に基づき、12路線の街路樹の剪定作業を行う予定。
- 都市
 整備課 質疑： 用地購入費2,405万2千円とあるが、購入の坪単価はいくらか。
 答弁： 土地開発基金で先行取得していた土地を買い戻すもので、坪単価は約9万9,400円になる。
- 教育
 総務課 質疑： 教育振興基金条例はまだ可決されていないが、この基金への積立金や基金からの繰入金予算計上されている。法的に問題はないのか。
 答弁： 地方自治法222条で、要約すると「予算を伴う条例案を提出する場合、これに必要な財源を計上する予算を同時に提出しなければならない」と規定されており、問題はない。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決した。

以上